

## 第 1 2 回厚生常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日 (水曜) 午前 9 時 3 0 分		
	休憩時間 9:42-9:43 9:49-9:49 10:02-10:02 10:16-10:16		
	午前 1 0 時 3 7 分		
会議場所	役場 3 階 第 1 委員会室		
出席委員 氏 名	委員長 岡崎榮太郎	委 員 唯野 義勝	議長 広瀬 重雄
	副委員長 高橋 仁美	委 員 吉田 敏郎	
	委 員 高橋 源		
説 明 等 に 出席した 者の氏名	子育て支援課長 安田敦史		
	課長補佐 佐々木快治		
	子どもセンター長 谷川宜延		
	児童係 佐藤文彦		
	住民生活課長 弦巻 潔		
事務局職員	局長 西科 純	次長 剣持 和裕	書記 大石 真澄
『会議に付した事件と会議結果など』			
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局長から本日の委員会の日程について説明する。			
2 議 件			
(1) 審査事項			
ア 「議案第 4 5 号 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件」及び、「議案第 4 6 号 芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」及び「議案第 4 7 号 芽室町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定の件」及び、「議案第 4 8 号 芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」について			
(2) 調査事項			
ア 先進地事務調査の振り返りについて			当日配布資料 1
イ 意見書の提出について			
3 その他			
(1) 次回委員会の開催日時について			
(2) その他			

## 2 議 件 (1) 審 査 事 項

ア 「議案第45号 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件」及び、「議案第46号 芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」及び「議案第47号 芽室町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例制定の件」及び、「議案第48号 芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」について

- ・委員長から取り進め方について説明、前回の委員会での委員外発言に対して、答弁を求める。
- ・佐々木補佐が答弁。

① 本町には、暴力団の排除条例がある。将来様々な企業が参入できるということであり、これを認めるべき。

A (暴力団排除の条文を加えるべきという趣旨と理解し)

確かに関係条文を加えている自治体もあるが、本町においては、「芽室町暴力団排除条例」があることから、本条例の基本理念等に基づくことで具体的な条文が無くても対応できると解しているもの。

② 条例中、対象は明らかであり、分かりやすさから市町村の表記を町に改めるべき。

A 市町村間における広域入所のケースも想定できることから、「市町村」の表記にしたものである。

③ 保育士は半数以上とあるが、質の向上の観点から、一部の市町村から明記しているように75%以上とすべき。あらゆる子どもが平等に教育、サービスを受けられるように最善を尽くすものとすべき。本日結論とはならない。説明を受けたこと、委員外発言も含め協議する必要がある。

A 小規模保育事業のB型に対する意見と理解し、様々な事業者の参入を想定しA型からC型まで3種類の事業を国の基準に基づき定めたものであることから、個々の基準を独自に引き上げる等、修正を行う考えは持っていない。ただ、「町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」となっていることから、B型からA型への移行を促す等、保育環境の状況は常に注視をしていく。

④ 根拠法である児童福祉法第24条第1項の自治体の責務を明記すべき。芽室町の全ての子どもたちに対し、いい保育を保障すべき旨を明らかにすべき。

A 児童福祉法により自治体の責務は明らかであり、あえて個別の条例に条文として加える必要はないと考える。

⑤ 保育の利用手続きの認定定員に関する利用調整を施設側が明記すべき。障害を持った子どもの入所に関しての加配等、事業者の場合はコストがかかることを理由に配置しないことが考えられる。認定基準を明らかにすべき。町はその状況を把握すべき。そうした仕組みをつくるべき。これは行政訴訟などに発展した場合にそれが根拠になる。自治体が保育の責任があるということを保障するものである。

A 子ども子育て支援法に市町村によるあっせん及び要請の規定があることから、個別のケースごとに保護者に対応するとともに、事業者に対しても必要な要請は行っていく予定である。

⑥ 国の財政的な側面から来ているので、町が民間事業者のオプションには規制がないとしているが、一定の規程を盛り込むべき。保護者に対して、保育料に関して明記させるべき。

A 市町村が定める額以上の利用者負担を事業者が保護者に求める場合、あらかじめ理由を書面で明らかにし保護者の同意を得なければならない規定を設けている。

⑦ 資格者の問題であるが、本町は有資格者であるが、優れた点を継続し、サービスの低下につながらないようにすべき。国が義務化しているものではなく、自治体が決めることができるものである。

A ③のAと同様。

- ・他に質疑なく、審査を終了し討論に入る・
- ・高橋（仁）委員： 委員会の審査での質疑への答弁、委員外発言に対する答弁などで理解し、原案に対し可決すべきものと考える。
- ・採決を行った結果、全会一致でいずれの議案も「原案のとおり可決すべきもの」と決定する。

## (2) 調査事項

ア 先進地事務調査の振り返りについて

当日配布資料1

- ・吉田委員： 条例制定の前に住民に告知をするのが先ではないか。
- ・高橋（仁）委員： 人口の差により住民周知も異なると感じた。条例化の際は、例外規定を設けるのはどうかと考える。
- ・岡崎委員： 芦別市は昔ながらの慣習が残っている。条例化については、住民の苦情が多くなる前に制定は必要。資源であることは前面に出すべきである。
- ・弦巻課長： 所有権の問題は、共通していた。行政の判断で所有権。無主物とするのであれば、法的な根拠も必要であり、顧問弁護士とも相談したい。条例化は、抑止のための方策は講じなければならない。
- ・高橋（源）委員： 収集日を指定して回収している以上、ごみを出した時点で、町に所有権があるものと考えている。

- ・高橋（仁）委員： 「ごみ」ではなく「再生資源」と取扱いにしてはどうか。
- ・吉田委員： 実態を改善するために具体的な行動をすべき。
- ・高橋（源）委員： 条例化しているケースと禁止を打ち出していくケースがあったが、状況によっては条例化も視野に入れるべきではないか。

イ 意見書の提出について

- ・委員長及び剣持次長から説明後、
- ・高橋（源）委員： 文中、首相名を削除して政府の方がいいのではないか。
- ・剣持次長： 陳情の文章は、提出者の意思を尊重することも重要かと考えるが。
- ・高橋（源）委員・吉田委員： 内閣総理大臣ではどうか。内容については、議長をはじめ、正副委員長に一任する。
- ・一任に対し異議なく決定とする。
- ・高橋（源）委員： 早い時期がいいので、10月臨時会議に提案してはどうか。
- ・異議なく決定とする。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について

10月30日（金曜）臨時会議終了後

(2) その他

- ・広瀬議長： 先進地視察の振り返りも行っていただいたが、委員会としてまとめられていくが、7月の調査では、町の顧問弁護士が示されたが、政策提言するときにも法的なことを議会として抑えて正副委員長を中心に政策提言していただきたい。

以上をもって、委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	4名	報道関係者	0名	合計	4名
------	-----	----	-------	----	----	----

記載のとおり報告する。

平成26年10月17日

厚生常任委員会委員長 岡崎 榮太郎